

## 様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

茨城県知事 殿



令和 6年 4月 19日

提出者

住 所 東京都品川区大崎1-18-16  
株式会社 千代田グラビヤ  
氏 名 代表取締役 佐藤 裕芳

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-3492-5311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 千代田グラビヤ 潮来第一工場
事業場の所在地	茨城県潮来市島須3075-43
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

## 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	印刷・同関連業
②事業の規模	3,372百万円
③従業員数	72名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃油→処理業者に委託して、再生原料に再資源化 廃酸、廃アルカリ→処理業者に委託して、中和/脱水/活性汚泥処理を行う。

(日本工業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)

別紙管理体制及び組織図のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸、廃アルカリ
	排出量	98 t	38 t
(これまでに実施した取組)			⑩ 136
ヤレ削減（廃油） ・生産トラブル削減と再発防止 ヤレ削減（廃酸） ・生産トラブル削減と再発防止 生産設備のオーバーホール			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸、廃アルカリ
	排出量	88 t	34 t
(今後実施する予定の取組)			⑪ 122
ヤレ削減（廃油） ・生産トラブル削減と再発防止 ・調色技術向上によるヤレ削減 ヤレ削減（廃酸） ・生産トラブル削減と再発防止			

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	他の特別管理産業廃棄物に混入しないように確実に分別、保管実施	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	他の特別管理産業廃棄物に混入しないように確実に分別、保管実施 分別教育の充実/実施	

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（5年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
<b>【目標】</b>		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（5年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
<b>【目標】</b>		
特別管理産業廃棄物の種類		
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
②計画	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸、廃アルカリ
②計画	全処理委託量	98 t	38 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	38 t
③実績	再生利用業者への処理委託量	98 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
④実績	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、特別管理産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している		

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸、廃アルカリ
②計画	全処理委託量		88 t	34 t
	優良認定処理業者への処理委託量		0 t	34 t
	再生利用業者への処理委託量		88 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量		0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。</li> <li>・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。</li> <li>・契約見直し時は優良認定処理業者から選定する。</li> </ul>				
※事務処理欄				

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。

令和 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

## 廃棄物処理に関する管理体制

役割	総括責任者	所属：潮来第一工場 職氏名：潮来第一工場長
	廃棄物担当	組織名：施設部環境エネルギー課 組織人数：2人
役割	安全衛生防火環境 管理委員会	廃棄物処理に関する審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の抑制</li> <li>・ 廃棄物の再生利用</li> <li>・ 廃棄物の適正処理の推進</li> <li>・ その他関係する事項</li> </ul>
	廃棄物処理総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理方針の決定</li> <li>・ 工場の廃棄物管理規程の策定と改廃</li> <li>・ 廃棄物処理に関する各事項と決定と承認</li> </ul>
	廃棄物管理担当課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理計画の作成</li> <li>・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>・ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握</li> <li>・ 処理業者・再生利用業者の調査、選定及び管理</li> <li>・ 委託契約の締結産業廃棄物管理票の交付・管理</li> <li>・ 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置</li> <li>・ 監督官庁への各種報告</li> <li>・ 社員、関連会社に対する教育・啓発</li> <li>・ その他関係する事項</li> </ul>

<廃棄物管理組織図>

